

最良執行方針 新旧対照表(2026年6月27日改定)

(下線部分変更箇所)

※ この度の「最良執行方針」は一般のリテール取引を行っているお客様向けの方針の改定となります。弊社のグローバル・マーケット部門とお取引のお客様(ホールセールの法人顧客等)の「最良執行方針」とは異なります。

新(改定後)	旧(改定前)
<p style="text-align: right;">2026年6月27日改定 株式会社 SBI 証券</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: right;">2025年12月13日改定 株式会社 SBI 証券</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
<p>2. 最良の取引の条件で執行するための方法</p> <p>当社においては、お客様からいただいた注文に対し、上記 1.(2)を除き、当社が自己で直接の相手となる売買は行わず、すべて委託注文として取次ぎます。なお、以下に表す用語の定義はそれぞれ次のとおりです。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>・SOR【Smart Order Routing】: 複数の市場から最良の市場を選択して注文を執行する形態をいい、当社では、金融商品取引所市場と PTS 市場等で提示されている気配価格等を監視し、原則、最良気配価格を提示する取次ぎ先を判定して自動的に執行します。また、この判定を行うためのシステムを「SOR システム」といいます。ジャパンネクスト社の第 2 市場(X-Market) 及び大阪デジタルエクスチェンジ社の PTS 及びダークプールには SOR システムにより取次ぎ先が自動判定された場合にのみ取次ぎます。最良気配価格が同一である場合の取次ぎ先の優先順位は、ダークプール、X-Market、大阪デジタルエクスチェンジ社の PTS、J-Market、金融商品取引所市場の順となります。ただし、最良気配価格が同一である場合の信用取引の返済注文の優先順位は、大阪デジタルエクスチェンジ社の PTS、X-Market、J-Market、金融商品取引所市場の順となります。これは注文執行時に適用される取引コスト(各 PTS 市場等並びに金融商品取引所市場へお客様の注文を取次ぐにあたり当社が負担するコストを含む)などを総合的に考慮して、上記優先順位とすることが最終的にお客様に合理的なメリットがあると考えためです。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>【2】SOR 対象銘柄の場合</p> <p>1) お客様からいただいた上場株券等に係る注文が SOR 対象銘柄に係るもので、別途定める時間【当社 WEB サイト(https://www.sbisec.co.jp) で掲載するものにおいてお示しするほか、当社にお問い合わせいただいたお客様にはその内容をお伝えいたします。】内の注文である場合は、委託注文の取次ぎは、当社の SOR システムに基づき、自動判定された取次ぎ先に取次ぐことといたします。別途定める時間外の注文である場合は、金融商品取引所市場(重複上場銘柄の場合は上記のとおり、優先市場となります。)に取次ぐことといたします。なお、SOR 対象銘柄であってもお客様の任意で金融商品取引所市場を指定した注文が可能です。</p> <p>2) 1)において、取次ぎ先の自動判定は、次のとおり行います。</p> <p>J-Market、X-Market、大阪デジタルエクスチェンジ社の</p>	<p>2. 最良の取引の条件で執行するための方法</p> <p>当社においては、お客様からいただいた注文に対し、上記 1.(2)を除き、当社が自己で直接の相手となる売買は行わず、すべて委託注文として取次ぎます。なお、以下に表す用語の定義はそれぞれ次のとおりです。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>・SOR【Smart Order Routing】: 複数の市場から最良の市場を選択して注文を執行する形態をいい、当社では、金融商品取引所市場と PTS 市場等で提示されている気配価格等を監視し、原則、最良気配価格を提示する取次ぎ先を判定して自動的に執行します。また、この判定を行うためのシステムを「SOR システム」といいます。ジャパンネクスト社の第 2 市場(X-Market) 及び大阪デジタルエクスチェンジ社の PTS 及びダークプールには SOR システムにより取次ぎ先が自動判定された場合にのみ取次ぎます。最良気配価格が同一である場合の取次ぎ先の優先順位は、ダークプール、X-Market、大阪デジタルエクスチェンジ社の PTS、J-Market、金融商品取引所市場の順となります。これは注文執行時に適用される取引コスト(各 PTS 市場等並びに金融商品取引所市場へお客様の注文を取次ぐにあたり当社が負担するコストを含む)などを総合的に考慮して、上記優先順位とすることが最終的にお客様に合理的なメリットがあると考えためです。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>【2】SOR 対象銘柄の場合</p> <p>1) お客様からいただいた上場株券等に係る注文が SOR 対象銘柄に係るもので、別途定める時間【当社 WEB サイト(https://www.sbisec.co.jp) で掲載するものにおいてお示しするほか、当社にお問い合わせいただいたお客様にはその内容をお伝えいたします。】内の注文である場合は、委託注文の取次ぎは、当社の SOR システムに基づき、自動判定された取次ぎ先に取次ぐことといたします。別途定める時間外の注文である場合は、金融商品取引所市場(重複上場銘柄の場合は上記のとおり、優先市場となります。)に取次ぐことといたします。なお、SOR 対象銘柄であってもお客様の任意で金融商品取引所市場を指定した注文が可能です。</p> <p>2) 1)において、取次ぎ先の自動判定は、次のとおり行います。</p> <p>J-Market、X-Market、大阪デジタルエクスチェンジ社の</p>

PTS、ダークプール、金融商品取引所市場の最良気配価格を比較し、金融商品取引所市場の最良気配が有利な場合は、金融商品取引所市場に取次ぎます。PTS 市場又はダークプールの最良気配価格が金融商品取引所市場の最良気配価格と同値又は有利な場合は、PTS 市場又はダークプールに取次ぎます(複数の PTS 市場等において価格が同値の場合の取次ぎ先の優先順位は、ダークプール、X-Market、大阪デジタルエクスチェンジ社の PTS、J-Market の順となります。ただし、複数の PTS 市場等において価格が同値の場合の信用取引の返済注文の優先順位は、大阪デジタルエクスチェンジ社の PTS、X-Market、J-Market の順となります。)。ただし、1 注文が複数単元で一部数量のみ PTS 市場等の最良気配価格が金融商品取引所市場の最良気配価格と同値又は有利な場合は、その一部数量のみを PTS 市場等に、残数量を金融商品取引所市場に、1 注文を分割して各市場に取次ぎます(単元未満となる分割発注はされません。)。そのため、1 注文が複数市場に跨って約定が成立する場合がございます。なお、SOR 判定により、各市場に取次ぐ際には IOC 注文で発注いたします。

(略)

付則

1. この改定は、2026 年 6 月 27 日から施行する。
2. 前項にかかわらず、この改定は、当社における改定内容に基づくシステム稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、2026 年 6 月 27 日から施行することが適当でないと当社が認める場合には、同日後の当社が定める日から施行するものとします。

PTS、ダークプール、金融商品取引所市場の最良気配価格を比較し、金融商品取引所市場の最良気配が有利な場合は、金融商品取引所市場に取次ぎます。PTS 市場又はダークプールの最良気配価格が金融商品取引所市場の最良気配価格と同値又は有利な場合は、PTS 市場又はダークプールに取次ぎます(複数の PTS 市場等において価格が同値の場合の取次ぎ先の優先順位は、ダークプール、X-Market、大阪デジタルエクスチェンジ社の PTS、J-Market の順となります。)。ただし、1 注文が複数単元で一部数量のみ PTS 市場等の最良気配価格が金融商品取引所市場の最良気配価格と同値又は有利な場合は、その一部数量のみを PTS 市場等に、残数量を金融商品取引所市場に、1 注文を分割して各市場に取次ぎます(単元未満となる分割発注はされません。)。そのため、1 注文が複数市場に跨って約定が成立する場合がございます。なお、SOR 判定により、各市場に取次ぐ際には IOC 注文で発注いたします。

(略)

付則

1. この改定は、2025 年 12 月 13 日から施行する。
2. 前項にかかわらず、この改定は、当社における改定内容に基づくシステム稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、2025 年 12 月 13 日から施行することが適当でないと当社が認める場合には、同日後の当社が定める日から施行するものとします。

以上